

外国人社員を雇用した場合の税務上の注意点

はじめに

長引く不況や公共工事の削減に伴い、建設関係の技能労働者は2013年に338万人とピーク時の1997年から117万人(約26%)減りました。

足元では東日本大震災の復興や東京オリンピック関係の建設需要が急速に増えていますが、国内の建設人材では対応しきれないことへの懸念が強まっています。

そこで政府は、「即戦力」となる外国人労働者の受け入れ拡大に踏み切りました。

日本人を雇用する場合と、税務上違いはあるのでしょうか。

今回は、外国人を雇用することになった場合についておくべき税務上の問題点をお伝えいたします。

まず日本における課税の考え方の大前提として、日本で収入や利益のある人は、その国籍に関わらず所得税を納めなければなりません。

所得税は自己申告が基本ですから、日本に在住する外国人も、その年の1年間に得た所得のすべてを計算して、確定申告書を提出して納税しなければなりません。

税務申告をしていることは、在留資格の更新や将来の永住許可を取るためには必須の要件となります。

ただし企業に雇用されているサラリーマンの外国人をはじめ、飲食店などにアルバイトで雇用されている外国人であっても、お給料をもらっている場合は、一般的には確定申告ではなく事業主による源泉徴収制度で納税します。

■外国人に対する課税の4つのポイント

課税上の取り扱いは、日本に住む私たち日本人の課税と基本的に同じですが、外国人の税務を考える上で「注意すべきポイント」が4つあります。

- 1 居住形態はどのようになっているか。(居住性)
- 2 どこで発生した所得か。(源泉性)
- 3 どのような所得に課税されるか。(課税範囲)
- 4 租税条約は締結されているか。

外国人に対する税務は、居住の形態によって納税義務の範囲や課税の方法が異なります。

ですから、居住形態による課税区分を抑える必要があります。

■個人の納税義務者の区分

区分		課税対象
居住者	非永住者以外の居住者	国内外のすべての所得
	非永住者	国内において生じた所得(国内源泉所得)と、それ以外の所得(国外源泉所得)のうち、国内で支払われたもの又は国内に送金されたもの
非居住者		国内源泉所得のみ

■住所の推定規定

	来日・出国時の 予定滞在期間	実際の滞在期間	推定期間
来日する 外国人等	1年以上 または期間未定	1年以上	居住者
		1年未満で帰国	帰国時まで居住者 それ以後は非居住者
	1年未満	1年以上滞在	1年以上滞りが明らか となるときまで非居住者 それ以後は居住者

なお、職業に就く目的で来日した外国人は、雇用先との契約等によりわが国における在留期間が1年未満であることが明らかな場合を除いて、日本に住所を有する者と推定されます。(所令14、所基通3-3)

■外国人社員に対する源泉徴収と租税条約の免除

外国人社員が居住者である場合は、会社は日本人社員と同様に源泉徴収税額表に基づいて、給与から源泉所得税を差し引くこととなります。

非居住者である場合は、給与の20.42%(復興所得税を含む)を給与から差し引くこととなります。

但し非居住者は、その居住地国とわが国で締結されている租税条約に基づいて、その非居住者の国内源泉所得に対する課税の免除または源泉徴収税率の軽減を受けることができます。

この場合には、「租税条約に関する届出書」を会社を経由して税務署長に提出しなければなりません。(所法162)

例えば、中国人留学生をアルバイトなどで雇用した場合、日中租税条約21条に基づいて、その中国人留学生に支払う給与から源泉徴収税額を差し引く必要がなくなります。

これは、留学生に支払う給与は、生計、教育費等に当てられるものとの解釈によります。

この規定を受けるためには、上述の「租税条約に関する届出書」を必ず提出してください。

その他の各国の取り扱い、当事国とわが国との租税条約によって異なります。

■外国人社員の国外家族の扶養控除

外国人社員が母国に「生計を一にする」扶養家族を有している場合、日本人社員の場合と同様、原則として扶養控除の対象となります。

たとえ同居していなくても、「親族間で、常に生活費・学資金・療養費等の送金がある場合」は、「生計を一にする」とすることができます。

条件として、「送金額が生活費相当額」であることが求められますが、この場合の金額は具体的に定められているわけではなく、母国の生活状況で異なりますので、個別に判断することになります。

また、生活費相当額の送金については、金融機関等から正規のルートで送金されていることの証明が必須ですので、必ず確認しなければなりません。